

地球環境ガバナンスを法的観点から考える

国際的な環境問題には多種多様なものがある。国際法の観点から見た場合、有意な区別は、「特定国間の相対的権利義務関係として把握される環境問題」・「被害国を特定し得ない環境問題」・「原因発生国・被害国双方を特定し得ない環境問題」である¹。

このうち、「グローバル」ガバナンスの問題となり得るのは後二者である。とりわけ厄介なのは第三の類型である。第二の類型においては、原因発生国ははっきりしているため、考えねばならない問題はその国にどうやって責任をとらせるかに尽きる。ところが、第三の類型においては、そもそも誰が問題に対応(response)すべき(responsible)なのかが判らない。では、このような問題への対応のためにはどのような制度構築を試みるべきだろうか。

また、環境問題には、それがグローバルなものであるかどうかに関わらずつきまとう問題がある。環境問題のうち少なからぬものは、不可逆的性質を有する。たとえば、ある絶滅危惧種が絶滅してしまった場合、それを絶滅させた者を仮に特定できたとして、その者に損害賠償を支払わせても意味はない(賠償の受領者を特定できるかどうかも問題であるが)。つまり、環境破壊という事実が発生する前に対応する必要があるのである。これは、事後救済により「違法行為のあらゆる結果を除去」する([コルゾフ\(ホルジョウ\)工場事件常設国際司法裁判所本案判決\(1928年\) p. 47](#))ことが可能であることを前提とする通常の国際法規範では対応できないということの意味する。

誰が対応すべきか？

[1992年のリオ宣言](#)の原則4・原則7を見てみれば、先進国間と途上国間との間に相当程度の差があることが理解できる([モンレアル\(モントリオール\)議定書](#)5条、[京都議定書](#)10条、[生物多様性条約](#)6条、[国連公海漁業実施協定](#)24条も参照)。もちろん、これまでさんざん地球を汚して経済発展を遂げてきた先進国([国連総会決議A/RES/44/228](#)の前文参照)に対し、経済発展のためには少なくとも同じ程度までは地球を汚す権利がある、と途上国が主張するのには一理ある。他方、すでにこれ以上汚す余地のないところまで来てしまっている場合には、それでも途上国を取り込まねばならない。そのような取り込みのために、これまでどのような試みがなされてきているか([オゾン層関連](#)、[地球温暖化関連](#)、[地球環境全般](#))。これらの試みはどの程度成功している(いない)か、それはなぜか。「地球温暖化防止ガバナンスの挫折」²が語られる中、「京都議定書と近

¹ これら3種への分類のあり方を含め、国際法から見た環境問題全般につき、酒井啓亘(ほか)『国際法』(有斐閣、2011年)第5編第2章。

² 鈴木基史「地球温暖化防止ガバナンスの挫折」法学論叢 170 巻 4・5・6 号(2012年) 262 頁。

似した制度を擁しながらガバナンスに成功している実例」としてオゾン層保護が指摘される³のは、どういう事情によるのだろうか。

途上国の特別扱いと言え、1970 年代に提唱された「新国際経済秩序」⁴が思い起こされる。「新国際経済秩序」がわずかな成果を上げるのみで忘れられてしまったのに対し、国際環境法における「共通ながら差異のある責任」は、(気候変動問題を除いて)かなりの程度実現しつつあるのはどうしてだろうか。

とはいえ、このような二重基準は望ましいことではないのではないかと。「環境ダンピング」⁵が発生すれば先進国に経済的損害が発生することは自明(それを防ぐ試みとして、たとえば、[日・PNG投資協定](#) 22 条)だが、環境汚染産業が集積することにより途上国にも損害が発生し、win-winどころかlose-loseの関係が成立してしまうのではないかと。また、たとえば[アメリカ合衆国が京都議定書に参加しない理由](#)はこの二重基準にあるのではないかと([カナダが離脱する理由](#)は?)。だとすると、これら二重基準について、今後はどうすればいいのだろうか。

どのように対応すべきか？

地球環境保護に関する規範の定立に成功したとして、それに対する違反が発生したらどうすればいいか。何はともあれ規範の遵守の方向に違反国を動かすことが重要であり、そのために損害賠償を課すことが効果的であればそうすればいいが、多くの場合には無意味と思われる([条約法条約](#) 60 条のような対応は無意味を通り越して有害でしかない。同条 5 項は環境に言及していない)。そこで、「不遵守手続」なるものが考案されている([オゾン層関連](#)、[地球温暖化関連](#))⁶。この手続は、どの程度実際に機能しているのだろうか。

さらに……

「グローバル」であるかどうかに関係なく、環境問題には特有の要素がある。リスク計算が明確に可能なのであれば、リスクに応じた負担の配分を議論することもできよう。ところが、地球温暖化について、[一般的な見方](#)に対する批判⁷が残っている——反原発

³ 鈴木・前掲論文・294 頁。

⁴ ごく簡単には、酒井ほか『国際法』第 5 編第 1 節。より詳しくは、位田隆一「『開発の国際法』理論」日仏法学 16 号(1989 年) 47-73 頁。

⁵ 山下一仁『環境と貿易』(日本評論社、2011 年) 第 2 部、松岡俊二「国際資本移動と途上国の環境問題」森田恒幸・天野明弘(編)『地球環境問題とグローバル・コミュニティ』(岩波書店、2002 年)。

⁶ 日本語での解説として、松井芳郎『国際環境法の基本原則』(東信堂、2010 年) 第 12 章、西井正弘・白杵知史(編)『テキスト国際環境法』(東信堂、2011 年) 第 9 章 2。

⁷ 深井有『気候変動とエネルギー問題——CO2 温暖化論争を超えて』(中公新書、2011 年)。

論者には、「CO2 等による地球温暖化」は嘘だと主張するものも多い⁸——ように、環境問題においては原因事実の特定あるいは因果関係の証明が科学的に困難であることが稀でない。しかし、因果関係の証明が十分になされるのは環境破壊が発生してしまっ
てから、というのでは遅すぎる。そこで、「予防原則」⁹が提唱されることになる。これは必ずしも「グローバル」問題ではないためこの講義では扱わないが、どういう問題があるか、考えておいて頂きたい。

⁸ たとえば、中野洋一『原発依存と地球温暖化論の策略』（法律文化社、2011 年）。

⁹ 松井・前掲書・第 5 章、山下一仁（編著）『食の安全と貿易』（日本評論社、2008 年）第 8 章から第 11 章。